

松伏町地域防災計画（令和3年3月）の主な修正事項

総則編

節	修正事項
第1章 総則	
第2節 災害環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象、人口、土地等の各種統計を更新した。 ・ 近年の主な災害履歴として、平成27年台風18号、令和元年台風19号を追加した。 ・ 水防法の改正により、洪水浸水想定区域の想定規模が計画レベルから想定最大レベルに変更されたことを踏まえ、利根川、江戸川、荒川、中川の浸水想定区域の状況を修正した。 ・ また、元荒川、新方川の洪水浸水想定区域を追加した。
第2章 防災体制	
第2節 防災体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害等の活動体制を、5段階の警戒レベルに対応した基準に修正した。 ・ 町の機構改革に合わせ、災害対策本部の班編成と事務分掌を修正した。

震災対策編

節	修正事項
第1章 震災予防計画	
第3節 地盤災害の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設）は、利用者の円滑な避難を確保する計画（避難確保計画）を作成して町に報告することを明記した。
第9節 防災活動拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の近隣に災害対策本部の代替機能や防災資機材の保管機能を有する施設の整備を推進することを追記した。
第10節 災害に備えた体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設に、非常用電源の確保を促進することを追記した。 ・ 松伏町避難所開設・運営マニュアルに基づく訓練等を推進することを追記した。 ・ 国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に、備蓄物資や物資集積場所を登録し、プッシュ型支援が円滑に行われるように備えることを追記した。 ・ 松伏町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集・運搬・処理体制を構築することを追記した。 ・ 町内の介護・障害者施設と福祉避難所の協力に関する災害協定の締結を推進し、要配慮者の受入体制を強化することを追記した。

節	修正事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所として指定された施設において、利用者以外の在宅要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を促進することを追記した。
第2章 震災応急対策計画	
第1節 災害救助法の適用要請	<ul style="list-style-type: none"> ・町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、町の委託事業として行うことを明記した。
第4節 応援の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害マネジメントについて支援が必要な場合は、総務省が導入した「被災市区町村応援職員確保システム」を活用し、「総括支援チーム」の派遣を要請することを明記した。
第8節 避難	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等感染症対策として、平時から感染防止のための適切な避難行動を普及すること、自宅療養者等の避難を確保すること、避難所の過密を防止するため、ホテル・旅館等を活用することなどを追記した。 ・避難所の感染防止対策として、必要な装備や備品の備蓄、滞在スペースのゾーニング、職員や避難者の健康管理、避難所内の衛生確保、車中泊等の避難者対策などを講じることを追記した。
第15節 公共施設等の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模停電の発生時には、重要施設の非常用電源の稼働状況等を踏まえ、関係機関が連携して電源車等の配備を調整することを追記した
第16節 応急住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づき、準半壊の被災家屋についても住宅の応急修理を支援することを追記した。 ・県や町が提供、斡旋する公営住宅等に入居せず、自ら民間賃貸住宅を賃借した全壊世帯に対して埼玉県・市町村家賃給付金を支給することを追記した。 ・災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）の連携スキームを適用し、家屋、宅地、周辺街路等のガレキ・流木・土砂まじり堆積物を一括除去する必要がある場合は、総合的な処理を行うことを追記した。
第3章 震災復旧復興計画	
第2節 計画的な災害復興	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害からの復興に関する法律に基づき、特定大規模災害時は国の基本方針に基づく復興計画を作成して復興事業を実施するほか、必要に応じて関係機関や県に職員派遣等を要請することを追記した。
第4章 南海トラフ地震関連情報の発表に伴う対応措置計画 (旧：東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画)	
第1節 計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震関連情報の発表が行われなくなったこと、新たに南海トラフ地震関連情報の運用が開始されたことを踏まえ、「東海地震の警戒宣言」に伴う対応を「南海トラフ地震関連情報発表時」の対応に修正した。 ・南海トラフ地震関連報の種類と対応を追記した。

節	修正事項
第2節 南海トラフ地震 臨時情報発表時 の対応措置	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）の発表時には警戒体制をとり、社会的混乱の防止措置等を講じることを明記した。

風水害対策編

節	修正事項
第1章 災害予防計画	
第1節 水害等予防対策	・水防法に基づき、浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設）は、利用者の円滑な避難を確保する計画（避難確保計画）を作成して町に報告することを明記した。
第2章 災害応急対策計画	
第2節 災害情報の 収集・伝達	・町に関係する洪水予報河川（江戸川等）、水位周知河川（大落古利根川等）の基準水位を追記した。
第8節 避難	<ul style="list-style-type: none"> ・5段階の警戒レベルの種類、対応する気象情報、町の対応、住民の行動を明記した。 ・国の避難勧告等のガイドラインを踏まえ、町に関係する洪水予報河川及び水位周知河川ごとの避難勧告等の基準を5段階の警戒レベルに応じて修正した。併せて、土砂災害に対する避難勧告等基準を修正した。 ・洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の状況を踏まえ、河川ごとの町内12地区の避難先を修正した。
第18節 要配慮者等の 安全確保対策	・洪水予報河川及び水位周知河川の水位が上昇して避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合などには、対象河川の浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設の管理者に対して避難等の措置をとるよう指示することを追記した。
第20節 火山噴火災害 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰予報の変更に伴い、定時、速報、詳細の内容を修正した。 ・埼玉県地域防災計画を踏まえ、降灰が確認された場合の県への降灰調査項目を追記した。

事故災害対策編

節	修正事項
第4節 放射性物質及び 原子力発電所 事故災害対策	・原子力災害対策指針を踏まえ、防護措置や飲食物摂取制限の基準（O I Lと防護措置について）を追記した。